

セントメリー日本語学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、諸外国からの日本語学習を目的として来日する外国人等を対象に日本語教育を行い、諸外国との相互理解を図り、もって日本国と国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、セントメリー日本語学院と称する。

(位置)

第3条 本学院は、栃木県宇都宮市大通り4丁目2番10号に置く。

(自己点検評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は自己点検評価実施規程に定める。

第2章 課程、修業年限、定員及び休業日

(課程、修業年限、定員)

第5条 本学院のコース、修業年限、定員及びクラス数は、次のとおりとする。ただし、学院長が必要と判断した場合は、進学日本語課程、就職準備課程、準備教育課程それぞれの収容定員及びクラス数を振り替えることができる。

(1) 日本語教育

課程名	コース名	修業期間	入学時期	収容定員	クラス数	備考
進学日本語課程 (1部)	進学日本語2年コース	2年	4月	40名	2	昼間 (午前)
	進学日本語1年9か月コース	1年9か月	7月	20名	1	
	進学日本語1年6か月コース	1年6か月	10月	35名	2	
進学日本語課程 (2部)	進学日本語2年コース	2年	4月	40名	2	昼間 (午後)
	進学日本語1年9か月コース	1年9か月	7月	20名	1	
	進学日本語1年6か月コース	1年6か月	10月	35名	2	
小計				190名	10	
就職準備課程 (1部)	就職準備2年コース	2年	4月	8名	1	昼間 (午前)
	就職準備1年6か月コース	1年6か月	10月	7名	1	
就職準備課程 (2部)	就職準備2年コース	2年	4月	8名	1	昼間 (午後)
	就職準備1年6か月コース	1年6か月	10月	7名	1	
小計				30名	4	
計				220名	14	

(2) 準備教育課程

課程名	コース名	修業期間	入学時期	収容定員	クラス数	備考
準備教育課程 (1部)	準備教育課程2年コース	2年	4月	8名	1	昼間 (午前)
	準備教育課程1年6か月コース	1年6か月	10月	7名	1	
準備教育課程 (2部)	準備教育課程2年コース	2年	4月	8名	1	昼間 (午後)
	準備教育課程1年6か月コース	1年6か月	10月	7名	1	
計				30名	4	

(学年・学期等)

第6条 本学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本学院の各コースの始期・終期は下記のとおりとする。
- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 進学日本語2年コース | 4月～翌々年3月 |
| (2) 進学日本語1年9か月コース | 7月～翌々年3月 |
| (3) 進学日本語1年6か月コース | 10月～翌々年3月 |
| (4) 就職準備2年コース | 4月～翌々年3月 |
| (5) 就職準備1年6か月コース | 10月～翌々年3月 |
| (6) 準備教育課程2年コース | 4月～翌々年3月 |
| (7) 準備教育課程1年6か月コース | 10月～翌々年3月 |

3 本学院の学期は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 1学期 | 4月～6月 |
| (2) 2学期 | 7月～9月 |
| (3) 3学期 | 10月～12月 |
| (4) 4学期 | 1月～3月 |

(休業日)

第7条 本学院の休業日は、次のとおりとする。ただし学院長は、特に必要があると認める場合に休業日を変更することができる。

- | |
|------------------------|
| (1) 土曜日及び日曜日 |
| (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日 |
| (3) 夏季休業 (7月下旬～8月中旬) |
| (4) 冬季休業 (12月中旬～1月上旬) |
| (5) 春季休業 (3月下旬～4月上旬) |
- 2 非常災害その他緊急の事情があると学院長が認めるときは、臨時に休業日とすることができる。

(始業及び終業)

第8条 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 進学日本語課程

部別	始業時刻	終業時刻
1部	9時00分	12時50分
2部	13時30分	17時20分

(2) 就職準備課程

部別	始業時刻	終業時刻
1部	9時00分	12時50分
2部	13時30分	17時20分

(3) 準備教育課程

部別	始業時刻	終業時刻
1部	9時00分	12時50分
2部	13時30分	17時20分

※授業時間は時期に応じて異なる場合がある。

第3章 教育課程、授業時数、学習評価及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第9条 本学院の各コース別の教育課程及び授業時間数は別表のとおりとする。ただし、授業時数1単位時間は50分とし、年間日程は1年間の授業時間数が760単位時間以上になること、1年9か月課程の総授業時間数が1330単位時間以上になること及び、1年6か月課程の総授業時間数が1140単位時間以上になることを条件として、年間日程表に定める。

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）で示された尺度に基づく。

(1) 進学日本語課程2年コース

レベル	目標日本語能力	期間	合計授業時数
初級	A1	3か月	200
初中級	A2	3か月	200
中級Ⅰ	B1	6か月	380
中級Ⅱ	B2.1	6か月	380
上級	B2.2-C1	6か月	400

(2) 進学日本語課程1年9か月コース

レベル	目標日本語能力	期間	合計授業時数
初中級	A2	3か月	200
中級Ⅰ	B1	6か月	380
中級Ⅱ	B2.1	6か月	380
上級	B2.2-C1	6か月	400

(3) 進学日本語課程 1 年 6 月コース

レベル	目標日本語能力	期間	合計授業時数
中級 I	B1	6 か月	380
中級 II	B2. 1	6 か月	380
上級	B2. 2-C1	6 か月	400

(4) 就職準備課程 2 年コース

レベル	目標日本語能力	期間	合計授業時数
初級	A1	3 か月	200
初中級	A2	3 か月	200
中級 I	B1	6 か月	380
中級 II	B2. 1	6 か月	380
上級	B2. 2-C1	6 か月	400

(5) 就職準備 1 年 6 コース

レベル	目標日本語能力	期間	合計授業時数
中級 I	B1	6 か月	380
中級 II	B2. 1	6 か月	380
上級	B2. 2-C1	6 か月	400

(6) 準備教育課程 2 コース

別に定める。

(7) 準備教育課程 1 年 6 か月コース

別に定める。

(学習評価)

第 10 条 学習の評価は、S、A、B、C、F の 5 段階評価とし、学期ごとに行う。

2 学習の評価及び進級に関する事項は、学習評価・修了規程に定める。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。なお、準備教育課程は別に定める。

- (1) 学院長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 11 名以上 (うち専任教員 6 名以上)
- (4) 生活指導担当者 2 名以上
- (5) 事務職員 1 名以上
- (6) 進路指導員 1 名以上

- 2 前項に規定するものの他、副学院長、副主任、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学院長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
- 4 副学院長は学院長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、学院長に事故があるときは、その職務を行う。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学院への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。なお、準備教育課程は別に定める。

(1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者。

また、12年以上の学校教育を修了していなくても、以下の場合、特別に入学を許可することがある。

- イ 入学後、高等教育機関への出願時期までの間に12年の学校教育修了が見込まれている場合
- ロ 試験などの方法により高校卒業程度の資格を得ていて、高等教育機関への進学に支障がない場合

(2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者。

(3) 各コースにおいて求められる日本語能力がある者

- イ 進学日本語課程2年コースにおいては、A1レベル相当の日本語試験に合格している者、または150時間以上の日本語学習歴が証明できる者
- ロ 進学日本語課程1年9か月コースにおいては、A1相当の日本語試験に合格している者
- ハ 進学日本語課程1年6か月コースにおいては、A2相当の日本語試験に合格している者
- ニ 就職準備課程2年コースにおいては、A1レベル相当の日本語試験に合格している者、または150時間の日本語学習歴が証明できる者
- ホ 就職準備課程1年6か月コースにおいては、A2相当の日本語試験に合格している者

(入学時期)

第13条 本学院の入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月及び10月とする。

(入学手続き)

第14条 本学院の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、第22条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、指定期日までに第22条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(転入学及び編入学)

第15条 本学院への転入学及び編入学を希望する者がいるときは、学院長は学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上、許可することができる。

(休学・公欠・復学)

- 第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合には、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 休学が適応される事例は次のとおりである。
 - (1) 傷病により入院が必要な場合
 - (2) 感染症法上の5類以上の感染症に罹患した場合
 - (3) 高校や大学等の卒業試験と卒業式に参加する場合
 - (4) 3親等以内の親族の葬儀に参列する場合
 - (5) その他学院長が必要と認める場合
 - 3 休学を許可できる期間は、在籍コースの総授業時数の累計15%までとし、かつ連続で3か月間を超えないものとする。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。
 - 4 生徒本人が休学申請をしていなくても、傷病などの理由により授業参加が困難であると学院長が判断した場合、休学を命ずることがある。その際も、休学は前項で定める期間に限る。これを超える休学期間が必要な場合は休学を許可せず、退学を促すものとする。
 - 5 休学した者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届け出て学院長の許可を得て復学することができる。
 - 6 生徒が高等教育機関の入学試験やそれに準ずる学業活動のために、やむを得ず授業を休む場合は、公欠を申請することができる。その際、受験票やその必要書類を提出の上、事前に学院長の許可を受けなければならない。許可された公欠期間については、出席扱いにする。
 - 7 公欠は日単位または時間単位で適用する。公欠が適用される事例は次のとおりである。
 - (1) 高等教育機関の入学試験、教授面談、またはそれに準ずる活動に参加する場合
※オープンキャンパスや学校説明会への参加など、参加が入学試験上必須ではないもの、又は授業時間以外に振り替えられるものは不可とする。
 - (2) 日本国内の就職を目的とした入社試験に参加する場合
※会社説明会など、参加が入社試験上必須ではないもの、又は授業時間以外に振り替えられるものは不可とする。
※アルバイトの面接試験は許可しない。
 - (3) その他学院長が必要と認める場合

(退学)

- 第17条 本学院のコース修業期間を満了せず途中退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。在留資格が「留学」である者については、在留管理の都合上、以下のいずれかに該当する必要がある、学院長の許可を要する。
- (1) 退学日から1か月以内に帰国する準備ができていると学院長が認める場合
 - (2) 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
 - (3) 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合。
- 2 第1項の(2)については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。
 - 3 第1項の(3)については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

(転学)

- 第 18 条 生徒が都合により転学を希望する場合は、必要な書類を提出し、校長へ願い出なければならない。転学の可否については、第 17 条に定める要件、又はそれに準ずる場合のみ認めることとする。
- 2 災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、本校は（一財）日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会維持会員校への転学を支援するものとする

(修了・卒業の認定)

- 第 19 条 学院長は、教育課程で定められた各授業科目について第 10 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 修了・卒業認定の詳細については、学習評価・修了規程に定める。

(褒賞・推薦)

- 第 20 条 学院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞することができる。
- 2 褒賞については、別途規定を定めその要件等について入学時オリエンテーションなどで告知するものとする。
- 3 次の要件を全て満たす在籍者に対し推薦状を発行する。
- (1) 入学からの累計出席率が 95%以上である
- (2) 6 カ月以上在籍している（休学期間を含めない）
- (3) 在籍期間中に日本語能力試験 N 3 相当（※）以上の試験成果を出している
- ※日本留学試験日本語 200 点（記述含まない）J. TEST D 級、NAT-TEST 3Q など可。
- (4) 専願が前提の入学試験の場合、専願受験についての誓約書を交わしている
- (5) 学習生活態度に問題がなく、推薦に値する人物である

(懲戒処分)

- 第 21 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍（懲戒退学）及び抹籍とする。
- 3 訓告は、口頭と書面をもって生徒の将来を戒めるものであり、訓告の累積をもって除籍とすることがある。
- 4 除籍（懲戒退学）は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 法令違反を繰り返し行うなど、素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 学期の平均出席率が 80%を下回る場合。ただし、改善の見込みがあると学院長が判断した場合、処分を在籍期間中に一回限り保留することができる。
- (4) 学則違反、授業妨害、暴力行為、破壊行為、校内での飲酒、許可されていない場所での喫煙、などの行為があった場合、その頻度と重大性を鑑み、除籍（懲戒退学）処分を決定する。
- (5) 学院長は、生徒の不正入学、虚偽の申告等(学歴、犯歴、心身の健康状態等)が判明した場合、当該生徒を除籍（懲戒退学）とすることができる。
- (6) 出入国管理及び難民認定法やその他の法令に違反した者
- (7) 第 22 条で定める授業料等の納付金を所定の期日までに納付しない場合
- 5 第 2 項の抹籍は、当該生徒の在籍記録を抹消するものであり、在籍期間における成績証明などの証明書を一切発行しないものとする。抹籍は次の各号の一に該当する生徒に対してのみ

行うものとする。

- (1) 退学及び除籍の後、本校の出国指導に従わずに日本に残留した者
- (2) 第 22 条の定めにおける授業料等の納付金を最終期限までに支払わなかった者
- (3) 殺人、放火、強盗、傷害などの重大な犯罪行為をし、本校の体面を著しく傷つけた者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 22 条 本学院の生徒納付金は、次のとおりとする。

コース	年次	入学 検定料	入学金	授業料	設備費	教材費	課外 活動費	検診費	合計
進学日本語課程 2年コース	1年目	22,000円	60,000円	720,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,654,000円
	2年目			720,000円		30,000円	10,000円	6,000円	
進学日本語課程 1年9か月コース	1年目	22,000円	60,000円	720,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,466,500円
	2年目			540,000円		22,500円	10,000円	6,000円	
進学日本語課程 1年6か月コース	1年目	22,000円	60,000円	720,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,279,000円
	2年目			360,000円		15,000円	10,000円	6,000円	
就職準備課程 2年コース	1年目	22,000円	60,000円	720,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,654,000円
	2年目			720,000円		30,000円	10,000円	6,000円	
就職準備課程 1年6か月コース	1年目	22,000円	60,000円	720,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,279,000円
	2年目			360,000円		15,000円	10,000円	6,000円	
準備教育課程 2年コース	1年目	22,000円	60,000円	740,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,694,000円
	2年目			740,000円		30,000円	10,000円	6,000円	
準備教育課程 1年6か月コース	1年目	22,000円	60,000円	740,000円	40,000円	30,000円	10,000円	6,000円	1,309,000円
	2年目			370,000円		15,000円	10,000円	6,000円	

(生徒納付金の還付)

第 23 条 既に納入した生徒納付金は生徒納付金返還規程に基づくものとする。

- 2 本学院の責において授業が行われなかった場合は、その期間に応じて授業料の全額を返還する。

(費用の徴収)

第 24 条 各種証明書の発行手数料は、次のとおりとする。

証明書項目	発行手数料
在学証明書	2,100 円
卒業（修了）証明書	2,100 円
卒業（修了）見込み証明書	2,100 円
成績及び出席証明書	2,100 円
在籍期間証明書	2,100 円
推薦書	2,100 円
推薦書（修了後の就職活動継続のため特定活動用への資格変更用）	2,100 円
学生証再発行	1,000 円

第 6 章 寄宿舎等

(寄宿舎)

第 25 条 寄宿舎に関する事項は、学院長が別に定める。

第 7 章 細則

(健康保険)

第 26 条 生徒は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、毎年 1 回、健康診断規程に定めるところにより実施する。

(奨学制度)

第 28 条 奨学制度を設けて授業料の免除、生活費の支給等の特典を与えることができる。

(生徒の居住地)

第 29 条 生徒は通学に支障のない範囲に居住しなければならない。その範囲については、別途定める。

(一時帰国)

第 30 条 留学の在留資格をもって入学した生徒は、別に定める一時帰国に関する規則を守らなければならない。

(在籍管理)

第 31 条 在籍管理に関する事項は、在籍管理規程に定める。

(文書管理)

第 32 条 文書管理に関する事項は、文書管理規程に定める。

(施行細則)

第 33 条 本学則の施行についての細則は、学院長が別に定める。また、準備教育課程について、この学則で定めのないものは、別に定める準備教育課程規程による。

第 34 条 本学則に定めがない事柄については、法令および『認定日本語教育機関認定基準』、並びにその諸規則と、出入国在留管理庁の通達・通知に従って学校運営を行うものとする。

(改定)

第 35 条 本学則を改訂する際は、学院長と主任教員及び事務長が出席する校内会議で決定を行うものとする。

2 本学則の改訂においては、十分な期間をもって生徒に告知するものとする。

附則

この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この学は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

但し、第 2 章及び第 3 章の変更については、平成 29 年 8 月から施行する。

附則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この学則は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。